

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成30年11月15日認可した。

平成30年11月26日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
丸亀市土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）野津郷地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）上池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）中原池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（樋門改修事業）田村池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（揚水施設改修事業）平池地区
満濃町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）長者浪差池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）東山地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）大柞池地区